

# もう済みましたか？ PRTRの届出は



届出  
期間

令和7年 4月1日～6月30日

一定の業種や要件に該当する事業者は、化管法\*1における化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度\*2）に基づき対象化学物質の排出量、移動量の届出が義務付けられています

\*1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

\*2 Pollutant Release and Transfer Register



PRTR制度および届出方法についての  
お問い合わせ先

経済産業省

Tel.03-3501-1511 (代表)

化学物質排出把握管理促進法

検索



環境省

Tel.03-3581-3351 (代表)

PRTRインフォメーション広場

検索



各都道府県等  
PRTR担当窓口



電子届出が  
おすすめですよ！

PRTR 電子届出

検索

